

公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和4年 2月22日（火）

愛媛県立宇和特別支援学校長 井上 伸二

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県立宇和特別支援学校外壁等調査業務

(2) 点検業務の内容等

別添契約書（案）の仕様書のとおり。

(3) 委託期間

契約日から令和4年3月31日（木）まで

(4) 履行場所

愛媛県立宇和特別支援学校 知的障がい部門

（所在地：愛媛県西予市宇和町永長 1287-1）

愛媛県立宇和特別支援学校 聴覚障がい・肢体不自由部門

（所在地：愛媛県西予市宇和町卯之町 3-85）

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 3(4)に掲げる開札日時までに知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度における製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を取得済、又は取得予定である者。

(2) 一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員を擁し、建築基準法第12条第2項に基づく点検のうち、「外壁仕上げ材等」の調査項目に係る「タイル、石貼り等、モルタル等外壁」について全面打診等を行い、劣化及び損傷の状況を確認、報告できる者であること。

なお、上記(1)の者で、一級建築士、二級建築士又はこれらの者を使用する者である場合は、3(4)に掲げる開札日時までに建築士法（昭和25年法律第202号）

第 23 条の建築士事務所登録が完了又は完了予定であること。

- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 上記(2)の外、法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあつては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。
- (5) 開札をする日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問合せ先
愛媛県立宇和特別支援学校 知的障がい部門 事務室
〒797-0029 愛媛県西予市宇和町永長 1287-1
電話番号 0894-62-5135
- (2) 入札書の受領期限
開札の日時に開札の場所へ持参して提出すること。
- (3) 入札説明書の交付方法
入札説明書は、公告日から令和 4 年 2 月 28 日(月)までの日（土、日曜及び祝日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時までの間に、(1)に掲げる場所での交付又は愛媛県立宇和特別支援学校知的障がい部門ホームページ（入札情報内の本件記事）から入手すること。
- (4) 開札の日時及び場所
令和 4 年 3 月 3 日(木)午後 1 時 30 分
愛媛県立宇和特別支援学校 知的障がい部門 会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則第 135 条から第 137 条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
 - ア この一般競争入札に参加を希望する者は、令和 4 年 2 月 28 日（月）午後 4 時 00 分までに入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。
なお、当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
 - イ 入札書は封印し、3 (4) の開始日時に提出しなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約保証金

愛媛県会計規則第 152 条から第 154 条までの規定による。

(7) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると学校長が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。